

# 住民監査請求書

2009（平成21）年5月15日

宮城県監査委員 殿

請求人 仙台市民オンブズマン  
代表 十 河 弘

## 請求の趣旨

請求人は、地方自治法242条1項の規定により、下記のとおり監査委員に必要な措置を請求する。

## 記

- 1 宮城県の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例7条1項は、特別職である選挙管理委員会、公安委員会、教育委員会、人事委員会、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、及び内水面漁場管理委員会の各委員（以下「本件各委員」という。）の給与について、別紙一覧表記載のとおり月額報酬を支給すると定めているが、この規定は、以下に述べるとおり、地方自治法203条の2第2項に違反して無効である。
- 2 地方自治法203条の2第1項は、「普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。」と規定し、同条2項は、「前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。」と規定する。

上記地方自治法203条の2第2項本文は、非常勤の職員に対する報酬

は、生活給としての性格を有さず、純然たる勤務に対する反対給付としての性格のみを有するから、勤務量、具体的には勤務日数に応じてこれを支給すべきとしたものである。

そして、同項ただし書は、勤務の実態がほとんど常勤の職員と異ならず、常勤の職員と同様に月額ないし年額をもって支給することが合理的である場合や、勤務日数の実態を把握することが困難であり、月額等による以外に支給方法がない場合などの特別な場合について、条例の特別な定めにより、月額あるいは年額による報酬の支給を可能にしたものである。

3 本件各委員の勤務実態と報酬額は、以下のとおりである。

(1) 労働委員会の委員の勤務実態と報酬

ア 労働委員会の委員の主な職務は、次のとおりである。

① 総会への出席

総会は、月1回ないし2回開催される。1回の所要時間は、10分程度である。

② 不当労働行為の審査

公益委員が担当する。1回当たりの所要時間は、概ね1時間程度である。

③ 労働組合の資格審査

公益委員が担当する。

④ 労働争議のあっせん、調停及び仲裁

1回当たりの所要時間は、概ね2時間から3時間程度である。

⑤ 協議会、研究会、研修会への出席

イ 平成18年度の報酬額について（別紙②）

年間支給額は、1人当たり、最低で80万8000円、最高で289万2000円であり、支給総額は、3731万7000円である。

勤務日数は、最低で12日、最高で49日で、1日当たりの報酬額は、最低で5万7714円、最高で12万6285円である。

ウ 平成19年度の報酬額について（別紙③）

年間支給額は、1人当たり、最低で60万6000円、最高で289万2000円であり、支給総額は、3751万9000円である。

勤務日数は、最低で6日、最高で49日で、1日当たりの報酬額は、

最低で5万4122円、最高で15万1500円である。

## (2) 収用委員会の委員

ア 収用委員会の委員の主な職務は、次のとおりである。

### ① 委員会への出席

委員会は、月1回ないし2回開催される。1回の所要時間は、2時間から3時間程度である。

### ② 裁決申請事件の処理

### ③ 協議会、研究会、研修会への出席

イ 平成18年度の報酬額について（別紙④）

年間支給額は、1人当たり、最低で205万2000円、最高で247万2000円であり、支給総額は、1478万4000円である。

勤務日数は、最低で15日、最高で19日で、1日当たりの報酬額は、最低で10万8000円、最高で13万7333円である。

ウ 平成19年度の報酬額について（別紙⑤）

年間支給額は、1人当たり、最低で205万2000円、最高で247万2000円であり、支給総額は、1478万4000円である。

勤務日数は、最低で18日、最高で24日で、1日当たりの報酬額は、最低で8万9217円、最高で11万4000円である。

## (3) 選挙管理委員会の委員

ア 選挙管理委員会の委員の主な職務は、次のとおりである。

### ① 委員会への出席

委員会は、月1回開催される。1回の所要時間は、1時間以内である。

### ② 選挙関係の用務への出席

### ③ 各種団体の総会等への出席

### ④ 県議会への出席（選挙管理委員長）

イ 平成18年度の報酬額について（別紙⑥）

年間支給額は、1人当たり、最低で242万4000円、最高で289万2000円であり、支給総額は、1016万4000円である。

勤務日数は、最低13日、最高50日で、1日当たりの報酬額は、最低で5万7840円、最高で18万6461円である。

ウ 平成19年度の報酬額について（別紙⑦）

年間支給額は、1人当たり、最低で236万9615円、最高で282万7115円であり、支給総額は、999万0344円である。

勤務日数は、最低で20日、最高で61日で、1日当たりの報酬額は、最低で4万6346円、最高で11万8480円である。

#### （4）公安委員会の委員

ア 公安委員会の委員の主な職務は、次のとおりである。

① 定例会議への出席

委員会は、月3回程度開催される。1回の所要時間は、2時間以内である。

② 各種会合への出席

③ 県議会への出席（公安委員長）

イ 平成19年度の報酬額について（別紙⑧）

年間支給額は、1人当たり、最低で242万4000円、最高で289万2000円であり、支給総額は、1258万8000円である。

勤務日数は、最低61日、最高123日で、1日当たりの報酬額は、最低で2万3512円、最高で3万9096円である。

#### （5）監査委員会の委員の勤務実態と報酬

ア 監査委員会の委員の主な職務は、監査業務である。

イ 平成18年度の報酬額について（別紙⑨）

年間支給額は、1人当たり、169万2000円であり、支給総額は、338万4000円である。

勤務日数は、最低66日、最高71日で、1日当たりの報酬額は、最低で2万3830円、最高で2万5636円である。

ウ 平成19年度の報酬額について（別紙⑩）

年間支給額は、1人当たり、最低で21万4111円、最高で147万7888円であり、支給総額は、338万3998円である。

勤務日数は、最低で3日、最高で48日で、1日当たりの報酬額は、最低で3万0789円、最高で7万1370円である。

(6) 教育委員会の委員

ア 教育委員会の委員の主な職務は、次のとおりである。

- ① 定例会への出席  
委員会は、月1回程度開催される。
- ② 各種の会合、協議会等への出席
- ③ 出察・調査

イ 平成18年度の報酬額について（別紙⑪）

年間支給額は、1人当たり、最低で60万6000円、最高で289万2000円であり、支給総額は、1258万7999円である。  
勤務日数は、最低4日、最高26日で、1日当たりの報酬額は、最低で7万1379円、最高で15万1500円である。

ウ 平成19年度の報酬額について（別紙⑫）

年間支給額は、1人当たり、最低で134万6369円、最高で242万4000円であり、支給総額は、1258万6554円である。  
勤務日数は、最低で10日、最高で17日で、1日当たりの報酬額は、最低で10万3566円、最高で15万4418円である。

(7) 人事委員会の委員

ア 人事委員会の委員の主な職務は、次のとおりである。

- ① 委員会への出席  
委員会は、月2、3回程度開催される。
- ② 各種の会合、協議会等への出席
- ③ 県議会への出席（委員長）

イ 平成18年度の報酬額について（別紙⑬）

年間支給額は、1人当たり、最低で81万5692円、最高で242万4000円であり、支給総額は、773万8499円である。  
勤務日数は、最低13日、最高48日で、1日当たりの報酬額は、最低で4万3225円、最高で11万5428円である。

ウ 平成19年度の報酬額について（別紙⑭）

年間支給額は、1人当たり、最低で242万4000円、最高で289万2000円であり、支給総額は、774万円である。  
勤務日数は、最低で24日、最高で68日で、1日当たりの報酬額は、最低で4万2529円、最高で10万1000円である。

(8) 海区漁業調整委員会の委員

ア 海区漁業調整委員会は、漁業法及び地方自治法に基づき設置された合議制の漁業調整機構で、水面を総合的に利用し、漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的に設置されている。

海区漁業調整委員会は、専門的な技術、知識、経験が必要とされることから、漁民代表9名、学識経験者4名、公益代表委員2名の計15名で構成されている。

主な職務は、月1回開催される委員会への参加である。委員会の所要時間は、概ね2時間程度である。

イ 平成18年度の報酬額について(別紙⑮)

年間支給額は、1人当たり、最低で36万円、最高で59万円であり、支給総額は、666万5000円である。

勤務日数は、最低で9日、最高で12日で、1日当たりの報酬額は、最低で3万6818円、最高で4万9166円である。

ウ 平成19年度の報酬額について(別紙⑯)

年間支給額は、1人当たり、最低で18万円、最高で64万9000円であり、支給総額は、730万9000円である。

勤務日数は、最低で4日、最高で15日で、1日当たりの報酬額は、最低で3万8076円、最高で4万5000円である。

(9) 内水面漁場管理委員会

ア 内水面漁場管理委員会は、漁業法及び地方自治法に基づいて設置された機関であり、漁業と遊漁の調整や、水産資源の保護増殖を通じた漁場生産力の向上を目的として、主に河川や湖沼における水産動植物の採捕や増殖に関する事項を処理している。

内水面漁場管理委員会は、知事選任による漁業者代表4名、学識経験者4名及び採捕者2名で構成されている。

主な職務は、年4回開催される委員会への参加である。委員会の所要時間は、概ね2時間程度である。

イ 平成18年度の報酬額について(別紙⑰)

年間支給額は、1人当たり、最低で9万円、最高で41万3000円であり、支給総額は、180万8000円である。

勤務日数は、最低で2日、最高で7日で、1日当たりの報酬額は、

最低で4万5000円，最高で5万9000円である。

ウ 平成19年度の報酬額について（別紙⑩）

年間支給額は，1人当たり，最低で13万5000円，最高で29万5000円であり，支給総額は，182万5000円である。

勤務日数は，最低で3日，最高で5日で，1日当たりの報酬額は，最低で4万5000円，最高で5万9000円である。

4 以上の本件各委員の勤務実態は，常勤の職員とは全く異なるものであり，地方自治法203条の2第2項が，このような勤務実態を有する本件各委員らに対し，勤務日数によらないで報酬を支給することを許しているものとは解されない。

したがって，本件各委員の給与を月額報酬と定める特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例7条1項は，本件各委員の勤務実態を前提とする限り，地方自治法203条の2第2項の趣旨に違反するものとして，無効であるから，本件各委員に対して月額等報酬を支給することは，地方自治法204条の2の規定に反し，違法である。

5 よって，監査委員は，知事に対し，本件各委員に対し，月額報酬を支払うことを止め，本件各委員の勤務日数に応じた報酬を支給するよう勧告されたい。

以上

# 別紙 ①

名称		給与の種別	給与額	旅費
知事		給料	月額一、三一〇、〇〇〇円	
副知事		同	同 一、〇二〇、〇〇〇円	
公営企業管理者		同	同 九〇〇、〇〇〇円以内で知事が定める額	
病院事業管理者		同	同 九〇〇、〇〇〇円以内で知事が定める額	
監査委員	識見を有する者のうちから選任された者	常勤	同 六八五、〇〇〇円	
		非常勤	同 三九五、〇〇〇円	
	議会の議員のうちから選任された者	同	同 一四一、〇〇〇円	
選挙管理委員会	委員長	同	同 二四一、〇〇〇円	
	委員	同	同 二〇二、〇〇〇円	
公安委員会	委員長	同	同 二四一、〇〇〇円	
	委員	同	同 二〇二、〇〇〇円	
教育委員会	委員長	同	同 二四一、〇〇〇円	
	委員	同	同 二〇二、〇〇〇円	
人事委員会	委員長	同	同 二四一、〇〇〇円	
	委員	同	同 二〇二、〇〇〇円	
労働委員会	会長	同	同 二四一、〇〇〇円	
	公益委員	同	同 二二一、〇〇〇円	
	使用者委員	同	同 二〇二、〇〇〇円	
	労働者委員	同	同 二〇二、〇〇〇円	
	特別調整委員	同	勤務一日につき一四、二〇〇円	七級
	あっせん委員	同	同 一二、七〇〇円	六級
収用委員会	会長	同	月額二〇六、〇〇〇円	
	委員	同	同 一七一、〇〇〇円	
	予備委員	同	出席一回につき一四、二〇〇円	
	あっせん委員	同	同 一二、七〇〇円	六級
	仲裁委員	同	同 一二、七〇〇円	同
海区漁業調整委員会	会長	同	月額五九、〇〇〇円	同
	委員	同	同 四五、〇〇〇円	同
	専門委員	同	出席一回につき一二、七〇〇円	同
内水面漁場管理委員会	会長	同	月額 五九、〇〇〇円	同
	委員	同	同 四五、〇〇〇円	同
	専門委員	同	出席一回につき一二、七〇〇円	同



## 宮城県労働委員の1日当りの報酬額(平成18年)

委員名	支給総額	勤務日数	1日当りの報酬額	備考
渡邊克彦	2,892,000	40	72,300	
山本碧子	2,652,000	35	75,771	
菅原通孝	2,652,000	36	73,666	
稲葉馨	2,652,000	21	126,285	
水野紀子	2,431,000	33	73,666	
及川光行	2,424,000	27	89,777	
本田永久子	2,424,000	49	49,469	
吉田秋一	2,424,000	21	115,428	
山崎透	2,424,000	31	78,193	
進藤善友	2,424,000	26	93,230	
田畑精治	2,424,000	34	71,294	
熊谷公平	2,424,000	30	80,800	
木村信一	2,424,000	42	57,714	
鈴木敏仁	808,000	12	67,333	
今野敦之	2,222,000	19	116,947	
笠松伸一	1,616,000	16	101,000	
合計	37,317,000		※小数点以下切捨	

## 別紙③

## 宮城県労働委員の1日当りの報酬額(平成19年)

委員名	支給総額	勤務日数	1日当りの報酬額	備考
渡邊克彦	2,892,000	49	59,020	
山本碧子	2,652,000	48	55,250	
菅原通孝	2,652,000	49	54,122	
水野紀子	2,652,000	37	71,675	
坂田宏	2,431,000	38	63,973	
及川光行	2,424,000	25	96,960	
本田永久子	2,424,000	27	89,777	
吉田秋一	2,424,000	22	110,181	
山崎透	2,424,000	26	93,230	
進藤善友	2,424,000	25	96,960	
田畑精治	2,424,000	30	80,800	
熊谷公平	2,424,000	25	96,960	
木村信一	606,000	6	101,000	
今野敦之	2,424,000	16	151,500	
笠松伸一	2,424,000	23	105,391	
後藤義昭	1,818,000	18	101,000	
合計	37,519,000		※小数点以下切捨	

## 別紙④

## 宮城県収用委員会委員の1日当りの報酬額(平成18年)

委員名	支給総額	勤務日数	1日当りの報酬額	備考
河上正二	2,472,000	18	137,333	
渡邊克彦	2,052,000	18	114,000	
小野寺和夫	2,052,000	19	108,000	
大貫裕之	2,052,000	15	136,800	
赤松寛	2,052,000	19	108,000	
千田光之	2,052,000	18	114,000	
針生陽子	2,052,000	17	120,705	
合計	14,784,000		※小数点以下切捨	

## 別紙⑤

## 宮城県収用委員会委員の1日当りの報酬額(平成19年)

委員名	支給総額	勤務日数	1日当りの報酬額	備考
河上正二	2,472,000	24	103,000	
渡邊克彦	2,052,000	23	89,217	
小野寺和夫	2,052,000	18	114,000	
大貫裕之	2,052,000	19	108,000	
赤松實	2,052,000	22	93,272	
千田光之	2,052,000	21	97,714	
針生陽子	2,052,000	21	97,714	
合計	14,784,000		※小数点以下切捨	

## 宮城県選挙管理委員の1日当りの報酬額(平成18年)

委員名	支給総額	勤務日数	1日当りの報酬額	備考
槻田久純	2,892,000	50	57,840	
吉田幸彦	2,424,000	13	186,461	
菊地和聖	2,424,000	14	173,142	
若松捷子	2,424,000	13	186,461	
合計	10,164,000		※小数点以下切捨	

## 宮城県選挙管理委員の1日当りの報酬額(平成19年)

委員名	支給総額	勤務日数	1日当りの報酬額	備考
槻田久純	2,827,115	61	46,346	
吉田幸彦	2,423,999	21	115,428	
菊地和聖	2,369,615	20	118,480	
若松捷子	2,369,615	20	118,480	
合計	9,990,344		※小数点以下切捨	

## 宮城県公安委員の1日当りの報酬額(平成19年)

委員名	支給総額	勤務日数	1日当りの報酬額	備考
檜山公夫	2,892,000	123	23,512	
藤崎三郎助	2,424,000	62	39,096	
矢嶋聰	2,424,000	66	36,727	
中村孝也	2,424,000	67	36,179	
畠山英子	2,424,000	61	39,737	
合計	12,588,000		※小数点以下切捨	

## 宮城県監査委員の1日当りの報酬額(平成18年)

委員名	支給総額	勤務日数	1日当りの報酬額	備考
菊地浩	1,692,000	66	25,636	
藤原範典	1,692,000	71	23,830	
合計	3,384,000		※小数点以下切捨	



## 宮城県監査委員の1日当りの報酬額(平成19年)

委員名	支給総額	勤務日数	1日当りの報酬額	備考
菊地浩	214,111	3	71,370	
藤原範典	214,111	3	71,370	
畠山和純	1,477,888	48	30,789	
袋正	1,477,888	47	31,444	
合計	3,383,998		※小数点以下切捨	

## 宮城県教育委員の1日当りの報酬額(平成18年)

委員名	支給総額	勤務日数	1日当りの報酬額	備考
藤村重文	2,892,000	26	111,230	
鈴木勝也	1,281,923	10	128,192	
櫻井弥生	2,424,000	22	110,181	
牛尾陽子	606,000	4	151,500	
山田光彦	2,424,000	23	105,391	
佐々木悦子	1,818,000	17	106,941	
小野寺征人	1,142,076	16	71,379	
合計	12,587,999		※小数点以下切捨	

## 宮城県教育委員の1日当りの報酬額(平成19年)

委員名	支給総額	勤務日数	1日当りの報酬額	備考
藤村重文	1,544,185	10	154,418	
大村虔一	1,346,369	13	103,566	
櫻井弥生	2,424,000	17	142,588	
山田光彦	2,424,000	17	142,588	
佐々木悦子	2,424,000	17	142,588	
小野寺征人	2,424,000	17	142,588	
合計	12,586,554		※小数点以下切捨	

## 宮城県人事委員の1日当りの報酬額(平成18年)

委員名	支給総額	勤務日数	1日当りの報酬額	備考
大立目謙直	815,692	13	62,745	
石附成二	2,074,807	48	43,225	
細谷雄三	2,424,000	21	115,428	
佐藤裕一	2,424,000	21	115,428	
合計	7,738,499		※小数点以下切捨	

## 宮城県人事委員の1日当りの報酬額(平成19年)

委員名	支給総額	勤務日数	1日当りの報酬額	備考
石附成二	2,892,000	68	42,529	
細谷雄三	2,424,000	25	96,960	
佐藤裕一	2,424,000	24	101,000	
合計	7,740,000		※小数点以下切捨	

## 宮城海区漁業調整委員の1日当りの報酬額(平成18年)

委員名	支給総額	勤務日数	1日当りの報酬額	備考
畠山喜勝	590,000	12	49,166	
赤間東治	450,000	12	37,500	
佐藤清吾	450,000	12	37,500	
阿部輝昭	360,000	9	40,000	
高橋栄治	450,000	11	40,909	
岩沼徳衛	450,000	11	40,909	
芳賀千鶴男	405,000	11	36,818	
小野寺文雄	405,000	10	40,500	
丹野重雄	450,000	11	40,909	
白井邦夫	405,000	10	40,500	
阿部力太郎	450,000	11	40,909	
佐々木憲雄	450,000	11	40,909	
鈴木武雄	450,000	11	40,909	
木島明博	450,000	11	40,909	
阿部宗	450,000	11	40,909	
合計	6,665,000		※小数点以下切捨	

## 宮城海区漁業調整委員の1日当りの報酬額(平成19年)

委員名	支給総額	勤務日数	1日当りの報酬額	備考
畠山喜勝	649,000	15	43,266	
赤間東治	495,000	13	38,076	
佐藤清吾	495,000	13	38,076	
阿部輝昭	495,000	11	45,000	
高橋栄治	180,000	4	45,000	
千葉真澄	225,000	5	45,000	
岩沼徳衛	495,000	12	41,250	
芳賀千鶴男	450,000	10	45,000	
小野寺文雄	495,000	11	45,000	
丹野重雄	495,000	12	41,250	
白井邦夫	495,000	12	41,250	
阿部力太郎	450,000	11	40,909	
佐々木憲雄	495,000	11	45,000	
鈴木武雄	405,000	10	40,500	
木島明博	495,000	12	41,250	
阿部宗	495,000	12	41,250	
合計	7,309,000		※小数点以下切捨	

## 宮城県内水面漁場管理委員の1日当りの報酬額(平成18年)

委員名	支給総額	勤務日数	1日当りの報酬額	備考
藤尾芳久	413,000	7	59,000	
小野寺秀也	90,000	2	45,000	
鈴木博明	180,000	4	45,000	
伊藤絹子	180,000	4	45,000	
三浦日出雄	180,000	4	45,000	
大場龍一	135,000	3	45,000	
星明朗	135,000	3	45,000	
十二村實	180,000	4	45,000	
室賀清邦	135,000	3	45,000	
菅野美穂子	180,000	4	45,000	
合計	1,808,000		※小数点以下切捨	



## 宮城県内水面漁場管理委員の1日当りの報酬額(平成19年)

委員名	支給総額	勤務日数	1日当りの報酬額	備考
藤尾芳久	295,000	5	59,000	
小野寺秀也	135,000	3	45,000	
鈴木博明	180,000	4	45,000	
伊藤絹子	135,000	3	45,000	
三浦日出雄	180,000	4	45,000	
大場龍一	135,000	3	45,000	
星明朗	180,000	4	45,000	
十二村實	180,000	4	45,000	
室賀清邦	225,000	5	45,000	
菅野美穂子	180,000	4	45,000	
合計	1,825,000		※小数点以下切捨	